明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四一）　一
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一五〇）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**六二一）　九
○宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（**農林水産・国土交通**五）　一〇
○重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件（**国土交通**五五二）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　二九
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、弁理士登録、令和五年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六五
会社その他
会社決算公告　六八

省令

○財務省令第四十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十五条第三項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十九日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官） **第三十二条**　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。 ［2～5　略］ 6　為替実査室は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十三条の三十五第一項及び第二項の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。 ［7～10　略］ （理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　略］	（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官） **第三十二条**　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。 ［2～5　同上］ 6　為替実査室は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。 ［7～10　同上］ （理財部の所掌事務） **第百九十六条**　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三十一　同上］